

第2回検討懇談会における素案に対するご意見等の対応について

No	頁	項目	該当箇所	ご意見等	反映等
1	3 ・ 4	第2-2 林業事業 体の現状	道が2年に1度実施している「林業労働実態調査」(以下「実態調査」という。)によると、造林、保育、伐採などの森林施業を担う事業主の数は、平成27年度では504で(図2-1)、このうち雇用労働者数10人未満の中小・零細な経営が68%を占めている。 (中略) また、適切な森林施業と労働安全衛生管理に努める健全な事業体の育成を図るため、道が平成24年に創設した「北海道林業事業体登録制度」(以下「事業体登録制度」という。)に登録している事業体(以下「登録事業体」という。)は、平成27年度末で767事業体となっている。	「林業労働実態調査の事業主数」と「事業体登録制度の事業体数」を区別できるよう記載が必要。	■修文 注釈を付しても分かりづらいことや第2では主に林業労働実態調査に基づく数値を引用していることから、事業体登録制度及び登録事業体に関する文章を削除しました。 なお、第3-3に事業体登録制度の説明を記載しました。 【第3-3】 (前略) 通年雇用化の促進や、「適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図るため、道が平成24年に創設した「北海道林業事業体登録制度」(以下「事業体登録制度」という。)の活用による経営力の向上などを通じて、(後略)
2	4	第2-2 林業事業 体の現状	図2-2 高性能林業機械の保有台数及び平均稼働率の推移 H25及びH26の平均稼働率	高性能林業機械の平均稼働率が低下した理由を明らかにすべき。	■図を修正 確認の結果、高性能林業機械保有状況調査の平均稼働率の算出に誤りがあったため、正しい数値を用い図を修正しました。 H25: 45.9% → 55.5% H26: 47.4% → 53.2% なお、道のホームページで高性能林業機械保有状況調査結果の訂正を公表しています。 ■修文 (前略) 平均稼働率は53.2%で平成22年度の52.8%と比べほぼ横ばいであるが、植栽など造林事業が繁忙であったことや天候不順などの理由により平成25年度の55.5%からは低下している現状にある。
3	8	第3-1 林業労働 者の育成 ・確保	林業労働力を安定的に確保するためには、若年者を主体とした新規参入の促進や、魅力ある就労環境を整備することが必要である。 このため、地域ネットワークにおける新規就業者確保の取組や、雇用管理体制の充実強化、就業条件の整備などにより、新規参入者が安心して就業できる環境の整備を進める。	若年者を主体とした新規参入者の確保には、就業環境の整備や林業のやりがいなどの魅力発信が必要。	反映済みです。 【第5-1-(2)】 また、就業希望者等に対する基礎的知識・技術・技能の習得に関する研修の実施、新規参入者の労働条件を改善する通年雇用の促進、地域ネットワークが行う業界説明会などによる求職者と事業者のマッチングや保護者の理解の醸成、林業の魅力発信などを進め、新規参入者の確保・定着を図る。

No	頁	項目	該当箇所	ご意見等	反映等
					<p>【第5-1-(4)】 また、労働環境を改善するための設備等の導入などにより労働者を確保し、育成・定着させるための事業体の取組を促進する。 さらに、自走式機械などによる造林作業の軽労化について、地域ネットワークにおける実用化に向けた取組を推進する。</p> <p>【第6-3】 このため、広報活動や学校教育、地域における木育活動などあらゆる機会を通じ、小学生を含め小さな頃から森林・林業についての理解を深め、身近なものとして認識してもらうほか、若年者には、職業としての林業や山村地域の魅力をリーフレットなどにより広く発信するなど、理解の促進を図る。</p>
4	9	第4-1-(1) 新規参入者の確保		札幌近郊で開催している緑の雇用の集合研修は、北海道が広大であることなどから、各地域での実施検討も必要。	<p>■回答 平成28年度は、道央、道東の2箇所で開催しておりますが、次年度以降の開催について、林業事業体がより参加しやすい方法を検討します。</p>
5	10	第4-1-(5) 熟練労働者の活躍の推進	将来にわたり安定的に労働力を確保するためには、豊富な知識や経験を有する労働者の活躍が不可欠である。 このため、労働安全衛生を確保しつつ、高齢の労働者などに配慮した作業方法を導入するなど、熟練労働者の就業機会の確保及び雇用の安定に努める。	高齢の労働者などに配慮した作業とは、具体的にどのような作業を想定しているのか。	<p>■修文 このため、労働安全衛生を確保しつつ、熟練労働者の就業機会の確保及び雇用の安定に努める。 なお、高齢の林業労働者は、加齢により心身機能が低下し敏捷性や平衡性が低下することが多いことから、温度、湿度など悪環境下での作業や体力と持久力が要求される作業などの安全対策について配慮するよう努める。</p>
6	10	第4-1-(6) 林業労働者のキャリア形成支援	なお、これら林業労働者のキャリア形成の支援にあたっては、処遇改善や働く意欲の向上を図るため、国の能力評価システムを参考にし、客観的かつ公正な能力評価制度の導入にも努めるものとする。	国の能力評価システムとは、何を評価して結果をどうするのか。	<p>■注釈を記載 (注2) 経営者が経営理念や目標を実現できる人材像を明確にして、従業員に期待する役割や行動を評価基準として示し、能力を客観的かつ公正に評価することにより、林業労働者の処遇改善と働く意欲の向上を図るため、林野庁が作成</p>
7	11	第4-2 労働安全の向上	労働安全対策が強化された林業・木材製造業労働災害防止規程などを参考に、関係機関との連携のもとに、リスクアセスメント等の実施、作業現場における安全な作業方法の遵守、林業労働者の健康診断の実施、安全衛生の確保に必要な装備の導入、造林作業の機械化など労働安全衛生対策の充実強化に努める。	造林作業における乗車タイプの自走式刈払機は、安全な作業が可能なのか。	<p>■回答 地拵えや下刈り作業に使用する自走刈払機については、現在、関係機関と連携して安全性も含め検証を行っており、今後も多様な作業条件での調査を継続的に実施し、実用化に向けて検討して参りたい。</p>

No	頁	項目	該当箇所	ご意見等	反映等
8	11	第4-3-(1) 林業事業体の経営体質の強化	事業体登録制度の活用や改善計画の策定・実行により経営力の向上に努める。	事業体登録制度の活用とあるが、積極的に活用できる方策の検討が必要。	■回答 林業事業体の育成を図るため、事業体登録制度を活用し、路網整備や高性能林業機械の導入を引き続き支援し、効率的な森林施業の推進に必要なとなるシステムの普及・定着、経営改善につながるセミナーの開催、登録制度で定めた指針の遵守の徹底、労働災害の発生防止に努める事業体の公表、さらには研修内容の充実などに取り組んで参る。
9	11	第4-3-(3) 通年雇用化の推進	通年雇用化を図るためには、年間を通じた安定的な事業確保と経営の安定が必要である。 このため、異業種との連携などによる冬期間の仕事の確保や木質バイオマス需要の拡大に対応した林地未利用材の搬出など、収益性を高める新たな取組により、通年雇用化に努める。	林地未利用材の搬出は、「通年雇用化の促進」に記載されているが、「事業量の安定的確保」への記載が適当。	■修文 【第4-3-(3)】 通年雇用化を図るためには、年間を通じた安定的な事業確保と経営の安定が必要である。 このため、異業種との連携などによる冬期間の仕事の確保など、収益性を高める新たな取組により、通年雇用化に努める。 【第4-3-(2)】 また、森林経営計画などによる施業の集約化や路網整備に取り組み、効率的な森林施業を進めるほか、木質バイオマス需要の拡大に対応した林地未利用材の搬出など、事業の長期的、安定的な確保に努める。
	14	第5-3-(5) 通年雇用化の促進	林業事業体の経営の安定化に資するため、木質バイオマス需要の拡大に対応した林地未利用材の搬出などを促進するとともに、異業種連携等による年間を通じた仕事確保のモデル的な実施、検証により、具体的な仕組みを確立し、通年雇用化を促進する。		■修文 【第5-3-(5)】 林業事業体の経営の安定化に資するため、異業種連携等による年間を通じた仕事確保のモデル的な実施、検証により、具体的な仕組みを確立し、通年雇用化を促進する。 【第5-3-(4)】 事業量の長期的・安定的な確保や施業規模の拡大を図るため、提案型施業の普及や林地台帳などを活用した森林施業の集約化を推進するとともに、これらを着実に実行するため、森林施業プランナーを育成する。 また、木質バイオマス需要の拡大に対応した林地未利用材の搬出などを促進する。
10	13	第5-2 労働安全の向上を図るための施策		蜂刺されなどに関する危険性等の普及啓発は、各地域での専門家による研修の実施が効果的と考える。	■回答 安全衛生指導員（道が毎年度15名程度を選考）が年に約120箇所程度で実施する巡回指導の項目に、蜂刺されなどに関する危険性の普及を加えることが可能です。
11	13	第5-3-(2) 雇用管理の改善計画の認定及び推進	雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に図るよう、必要な支援を行うとともに、各種施策の活用を促し、事業主の行う改善計画の着実な実効を促進する。	認定事業主に対する支援を重点的に行うのであれば、認定事業主を増やしていく取組が必要。	■修文 林業事業体に対し改善計画の認定を受けるよう促すとともに、認定事業主に対しては、雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に図るよう必要な支援を行い、事業体の行う改善計画の着実な実行を促進する。

No	頁	項目	該当箇所	ご意見等	反映等
12	14	第6-1 支援センターの役割と基金運用益の活用	このようなことから、今後、事業の実施にあたっては、限られた財源を有効に活用し、林業労働力の育成・確保の効果をさらに高めるため、事業の見直しなどについて検討する必要がある。	森林整備担い手対策基金事業の見直しは、昨年度改正した就業条件整備事業も含むのか。	<p>■回答</p> <p>森林整備担い手対策基金事業に対するニーズが高まる一方で、低金利により基金運用益が減少していることから、林業事業体の皆様のニーズや諸情勢を踏まえ、毎年度全ての事業を対象に事業内容などについて不断の見直しを行うこととしております。</p>